

23区区長の意向調査結果一覧表(まとめ 2006年9月末日)

質問	区 回答者	千代田区		
		区長、石川雅己		
廃プラスチックの焼却処理への転換について	- 1 区長は廃プラスチックを2008年度から可燃ごみに移行することに賛成ですか。	(賛成) 廃プラスチックのサーマルリサイクルの目的は、焼却により容積を減少させ、最終処分場を延命・確保するとともに、エネルギーとして資源の有効活用を図ることにあるからです。		
	- 2 区長は、容器包装プラスチックは、安易に焼却せず、できる限りのリサイクルをすべきであると思われませんか。 現在完全実施されていない容器包装その他プラスチックの分別収集にも取り組む予定がありますか。	(リサイクルすべきと思う) (分別収集に取り組む) リサイクルをどのように進めていくかは、その区の地理的状況や財政状況等により異なり、各区が各区の判断で行っていきべきものです。千代田区では、本年度、その他プラスチックについて、区として、どのように対応できるのか、課題等を整理し検討していきます。		
	- 3 リサイクルのための中間処理施設確保のための支援と循環型社会形成推進交付金等の活用について、国への働きかけを、区長は、積極的に行うお考えがありますか。	どちらともいえない。 適地があり、所在する区も含め23区の総意として合意できるならば働きかけていきます。なお、負担の公平性の観点から、施設の所在する区には過大な負担がかからないような配慮が必要であり、慎重に検討すべきです。		
	- 4 容器包装リサイクル法の対象外となっているプラスチック類(ポリバケツ、おもちゃなどのプラスチック製品類)のリサイクルについてどのようにお考えですか。	容器包装プラスチックと同様に再資源化の可能性については、検討する必要があります。ただし、課題も多く、サーマルリサイクルとの比較考量が必要です。		
	- 5 容器包装リサイクル法の見直しにあたっては、多くの自治体から意見書が出されました。今回、改正された容器包装リサイクル法について、どのような評価をされておられますか。	区市町村の負担に対しての配慮に乏しいと思います。		
新会社設立について	- 1 退職職員を新会社において再雇用し、随意契約により清掃一部事務組合の事業を委託することを前提とした新会社設立には、疑念があります。区長は、新会社の設立について、どうお考えですか。 また、ごみ減量と売電事業を行う会社の存続・発展は両立すると思われませんか。	(新会社の設立は問題あり慎重に) (両立はどちらともいえない) 工場のアウトソーシングや売電事業を進めることは必要ですが、それをどのように具体化していくかについては、課題が多く、未整理の状態であると考えています。		
	- 2 各区の自治権や清掃一部事務組合のあり方などについて、区長のお考えをお聞かせください。	各区が自らの判断で区政を行うことが最も重要でありますが、歴史的経緯や効率性といった観点から、23区が共同して処理することが必要なときもあると考えています。		

質問	区 回答者	中央区
		環境部長、能瀬晶子
廃プラスチックの焼却処理への転換について	- 1 区長は廃プラスチックを2008年度から可燃ごみに移行することに賛成ですか。	(賛成) 23区の一般廃棄物の最終処分は、東京都が設置・管理する最終処分場で最終処分を行っています。この最終処分場は23区に残された最後の処分場であることから、最終処分場の埋め立てに占める割合の高い廃プラスチックについて、最終処分場の延命及び資源の有効活用から、安全性を検証した上でサーマルリサイクルを実施することは、やむを得ないことと考えております。
	- 2 区長は、容器包装プラスチックは、安易に焼却せず、できる限りのリサイクルをすべきであると思われませんか。現在完全実施されていない容器包装その他プラスチックの分別収集にも取り組む予定がありますか。	(リサイクルすべきと思う) 分別収集は検討中 本区では、ペットボトル及びトレイについては、拠点において回収を行ってまいりましたが、本年4月から、ペットボトルの集積所回収を実施しプラスチックのリサイクルを積極的に推進しております。しかし、その他プラスチックについては、経費や収集方法・リサイクル方法等多くの問題がありますので、検討を行って行く予定です。
	- 3 リサイクルのための中間処理施設確保のための支援と循環型社会形成推進交付金等の活用について、国への働きかけを、区長は、積極的に行うお考えがありますか。	(積極的には働きかける)
	- 4 容器包装リサイクル法の対象外となっているプラスチック類(ポリバケツ、おもちゃなどのプラスチック製品類)のリサイクルについてどのようにお考えですか。	現代生活の中で非常に便利なプラスチック類は、種類も量も大変多いのが現状です。また、プラスチックは腐ることがないため最終処分場のことを考慮すると、サーマルリサイクルをすすめることもやむを得ないことと考えております。
	- 5 容器包装リサイクル法の見直しにあたっては、多くの自治体から意見書が出されました。今回、改正された容器包装リサイクル法について、どのような評価をされておられますか。	容器包装リサイクル法は改正されたが、区市町村が積極的に働きかけていた拡大生産者責任の徹底については十分な内容となっていないことから、今後とも国への働きかけを行ってまいります。また、その他プラスチック製容器包装は、同じ形状のものであっても、家庭で使用するものやサービスの提供としての包装は対象外となっており、消費者にとって分かりにくい点、その他プラスチック製容器包装の対象範囲を分かりやすくする見直しについても働きかけを行ってまいります。なお、事業者の負担が少々増えたことは評価しますが、十分であるとは思えない状況です。
新会社設立について	- 1 退職職員を新会社において再雇用し、随意契約により清掃一部事務組合の事業を委託することを前提とした新会社設立には、疑念があります。区長は、新会社の設立について、どうお考えですか。また、ごみ減量と売電事業を行う会社の存続・発展は両立すると思われませんか。	(新会社の設立は問題あり慎重に) (両立はどちらともいえない) 一般廃棄物の中間処理は、清掃一組による共同処理を実施し、安全で安定的な清掃工場の操業を行っております。一方、清掃一組の抜本的な改革を行い、効率的・効果的な運営を図るべきですが、今回の新会社の設立は、安全性の確保・事業収支の見直し等について、時間的な検討が不十分であるため、もうしばらくの時間が必要であると考えております。ごみ減量は、大変重要なことではありますが、ごみを全くなくすることは現実的には困難です。ごみを焼却したエネルギーを有効に活用することは必要であります。(2006年9月5日現在の意見)
	- 2 各区の自治権や清掃一部事務組合のあり方などについて、区長のお考えをお聞かせください。	特別区の区域から排出される可燃ごみ・不燃ごみ・粗大ごみ・し尿の安定的な中間処理体制を確保することは最も重要なことであることから、各区の自治権は尊重しながら、清掃事業においては、清掃一組との協調・連携をより緊密なものとする必要があります。(2006年9月5日現在の意見)

質問	区 回答者	江東区
		区長、室橋昭
廃プラスチックの焼却処理への転換について	- 1 区長は廃プラスチックを2008年度から可燃ごみに移行することに賛成ですか。	(賛成) 区長会で了承されている。
	- 2 区長は、容器包装プラスチックは、安易に焼却せず、できる限りのリサイクルをすべきであると思われませんか。現在完全実施されていない容器包装その他プラスチックの分別収集にも取り組む予定がありますか。	(リサイクルすべきと思う) (選択なし) 容器包装その他プラスチックについては、どういものが分別可能か今後、国等の動向にも注視しつつ検討していきたい。
	- 3 リサイクルのための中間処理施設確保のための支援と循環型社会形成推進交付金等の活用について、国への働きかけを、区長は、積極的に行うお考えがありますか。	(働きかけるつもりはない) ごみ処理については、自区内処理が原則。リサイクルに関わる処理施設を23区統一的に取り扱う事は困難と考える。
	- 4 容器包装リサイクル法の対象外となっているプラスチック類(ポリバケツ、おもちゃなどのプラスチック製品類)のリサイクルについてどのようにお考えですか。	法律が整備されていない中、厳しいものがある。 リサイクルについては、地方と都市部では事情も異なるところがあり、一律に考えるのは困難と考える。
	- 5 容器包装リサイクル法の見直しにあたっては、多くの自治体から意見書が出されました。今回、改正された容器包装リサイクル法について、どのような評価をされておられますか。	改正された内容は十分といえない。国等に引き続き働きかけていきたい。
新会社設立について	- 1 退職職員を新会社において再雇用し、随意契約により清掃一部事務組合の事業を委託することを前提とした新会社設立には、疑念があります。区長は、新会社の設立について、どうお考えですか。また、ごみ減量と売電事業を行う会社の存続・発展は両立すると思われませんか。	(新会社設立に賛成) (両立すると思う) 合併会社による新会社の設立は、寡占状況を改善していくことになるのではないのか。創意工夫を図っていく中で、両立が可能と考える。
	- 2 各区の自治権や清掃一部事務組合のあり方などについて、区長のお考えをお聞かせください。	一組の運営については、現在、23区区長会で構成される評議会等で審議されており、区が関与できる仕組みとなっている。 新会社設立に向けては、区としても関与できるものとしていきたい。

質問	区 回答者	品川区		
		助役、濱野健 (10月8日区長に選出)		
廃プラスチックの焼却処理への転換について	- 1 区長は廃プラスチックを2008年度から可燃ごみに移行することに賛成ですか。	(賛成) ごみの発生抑制とリサイクルの推進とともに、廃プラスチックのもつエネルギーの熱利用を適切・効果的に行ない、最終処分場の延命を図るべきである。		
	- 2 区長は、容器包装プラスチックは、安易に焼却せず、できる限りのリサイクルをすべきであると思われませんか。 現在完全実施されていない容器包装その他プラスチックの分別収集にも取り組む予定がありますか。	(リサイクルすべきと思う) (選択なし) ペットボトルや食品トレーを区として資源回収しているが、その他の汚れたプラスチックのマテリアルリサイクルは、現在のところ難しいと考えている。		
	- 3 リサイクルのための中間処理施設確保のための支援と循環型社会形成推進交付金等の活用について、国への働きかけを、区長は、積極的に行うお考えがありますか。	(積極的に働きかける) 全国都市清掃会議を通じて循環型社会形成推進交付金の拡充について、国に要望している。		
	- 4 容器包装リサイクル法の対象外となっているプラスチック類(ポリバケツ、おもちゃなどのプラスチック製品類)のリサイクルについてどのようにお考えですか。	発生抑制を区民に訴えるとともに、サーマルリサイクルにより、プラスチックのもつ熱エネルギーを適正に利用していく。		
	- 5 容器包装リサイクル法の見直しにあたっては、多くの自治体から意見書が出されました。今回、改正された容器包装リサイクル法について、どのような評価をされておられますか。	分別徹底による処理経費減分の自治体への支援制度の導入など、一歩前進と考えているが、拡大生産者責任について自治体の要望が充分に取り入れられたとはいえない。		
新会社設立について	- 1 退職職員を新会社において再雇用し、随意契約により清掃一部事務組合の事業を委託することを前提とした新会社設立には、疑念があります。区長は、新会社の設立について、どうお考えですか。 また、ごみ減量と売電事業を行う会社の存続・発展は両立すると思われませんか。	(新会社の設立に賛成) (両立すると思う) 新会社は清掃工場の運転管理と併せて余剰電力の売却をおこなうとしており、効率的運営につながるものと考えている。		
	- 2 各区の自治権や清掃一部事務組合のあり方などについて、区長のお考えをお聞かせください。	区との連携と経営効率を高める清掃一組の抜本的改革に期待している。将来的にはブロックごとの共同処理が望ましいと考える。		

質問	区 回答者		
	目黒区 区長、青木英二		
廃プラスチックの焼却処理への転換について	- 1	区長は廃プラスチックを2008年度から可燃ごみに移行することに賛成ですか。	(賛成) 現在の可燃ごみには、6%前後の廃プラスチックが混入されており、これまでダイオキシン対策やばいじん対策などの大気汚染防止対策に取り組んできた結果、法令上問題なく清掃工場は操業されています。分別方法の変更について何でも捨てればよいといった安易な方向に流されてしまうことがないように、3Rの施策充実と広報に勤めていきます。
	- 2	区長は、容器包装プラスチックは、安易に焼却せず、できる限りのリサイクルをすべきであると思われませんか。現在完全実施されていない容器包装その他プラスチックの分別収集にも取り組む予定がありますか。	(リサイクルすべきと思う) (分別収集に取り組む) 3Rの徹底した取り組みを前提として、リサイクル可能なものの資源回収に取り組む必要があります。廃プラスチックのリサイクルを推進するには選別保管施設やリサイクルルートの確保、財政負担の増加などの課題がありますので、今後これらを総合的に検討していきます。
	- 3	リサイクルのための中間処理施設確保のための支援と循環型社会形成推進交付金等の活用について、国への働きかけを、区長は、積極的に行うお考えがありますか。	(働きかけるつもりはない) 区が廃棄物処理施設の整備を実施する場合には、交付金制度活用を検討すべきと考えますが、中間処理施設が迷惑施設と考えられることから、本区のような住宅地中心の地域性からすると、具体化は困難と見込まれるため、働きかけを行う状況ではないと考えています。
	- 4	容器包装リサイクル法の対象外となっているプラスチック類(ポリバケツ、おもちゃなどのプラスチック製品類)のリサイクルについてどのようにお考えですか。	対象となっているプラスチック製容器包装のリサイクルについて検討を進めていきますが、それ以外の対象外となっている廃プラスチック製品については直接埋め立てを行わず、熱回収を行うことが適当であると考えています。
	- 5	容器包装リサイクル法の見直しにあたっては、多くの自治体から意見書が出されました。今回、改正された容器包装リサイクル法について、どのような評価をされておられますか。	
新会社設立について	- 1	退職職員を新会社において再雇用し、随意契約により清掃一部事務組合の事業を委託することを前提とした新会社設立には、疑問があります。区長は、新会社の設立について、どうお考えですか。また、ごみ減量と売電事業を行う会社の持続・発展は両立すると思われませんか。	(新会社の設立に賛成) (両立はどちらともいえない) 新会社による合併事業は アウトソーシングの寡占状況の改善 人材の確保 電気小売事業による収益強化 が期待できます。現在のごみ量の推移を考えると効率的で安全・安定的な清掃工場運営のため新会社設立に賛成するものです。
	- 2	各区の自治権や清掃一部事務組合のあり方などについて、区長のお考えをお聞かせください。	区が住民にもっとも身近な自治体として今後ともそれぞれの地域特性に応じたきめ細かな施策を積極的に展開できるよう、自主性自律性を高めていく必要があります。清掃事業とごみの発生抑制、リサイクルが共に推進されていこう、清掃一部事務組合をはじめ、区民や事業者など力を合わせていきたいと考えております。

質問	区 回答者		
	世田谷区 区長、熊本哲之		
廃プラスチックの焼却処理への転換について	- 1	区長は廃プラスチックを2008年度から可燃ごみに移行することに賛成ですか。	(賛成) 東京港内で最後の処分場を1年でも長く使うため、今後、モデル収集を通じて、安全性や環境面などの検証を清掃一組と連携してしっかり行い、区民の皆さんに十分説明してまいります。
	- 2	区長は、容器包装プラスチックは、安易に焼却せず、できる限りのリサイクルをすべきであると思われませんか。現在完全実施されていない容器包装その他プラスチックの分別収集にも取り組む予定がありますか。	(リサイクルすべきと思う) (分別収集に取り組む) 買物袋(レジ袋)などをみても、まず減らすことが第一と考える。その上で出されるプラスチックは、できるだけリサイクルすべきであるが、資源化が困難な場合は、焼却して熱回収せざるをえないと考える。 (説明)現在、清掃・リサイクル審議会で、ごみ・資源の収集形態のあり方全般について検討いただいているところである。(年内に最終答申の予定)
	- 3	リサイクルのための中間処理施設確保のための支援と循環型社会形成推進交付金等の活用について、国への働きかけを、区長は、積極的に行うお考えがありますか。	(働きかけるつもりはない) 現在の法律上の役割分担においては、資源化施設の整備は、各区市町村の責任により行うことが原則である。 (説明)世田谷区は、循環型社会形成推進交付金を活用して、すでに世田谷清掃工場内のガラスびん資源化施設の整備を進めている。
	- 4	容器包装リサイクル法の対象外となっているプラスチック類(ポリバケツ、おもちゃなどのプラスチック製品類)のリサイクルについてどのようにお考えですか。	廃棄物処理法に基づく国の基本方針に則り、まず発生抑制に努めたいと考えて、できるだけリサイクルする事が望ましい。ただし、現時点では、法律上に基づく資源化ルートがないことから焼却して熱回収せざるをえないと考える。
	- 5	容器包装リサイクル法の見直しにあたっては、多くの自治体から意見書が出されました。今回、改正された容器包装リサイクル法について、どのような評価をされておられますか。	世田谷区は、都や他区市町村と連携して政策提言を行った。排出抑制の促進策(例:レジ袋対策)など一部は反映されているが、事業者と自治体の責任分担等については、さらなる改善が必要と考える。
新会社設立について	- 1	退職職員を新会社において再雇用し、随意契約により清掃一部事務組合の事業を委託することを前提とした新会社設立には、疑問があります。区長は、新会社の設立について、どうお考えですか。また、ごみ減量と売電事業を行う会社の存続・発展は両立すると思われませんか。	(新会社設立に賛成) (両立すると思う) 新会社は、清掃工場の安全・安定的な稼働を可能とする委託会社のひとつであり、効率的な工場運営を図る上で、実現に向けて検討を進めていきたいと考えている。
	- 2	各区の自治権や清掃一部事務組合のあり方などについて、区長のお考えをお聞かせください。	ごみ等の中間処理を共同処理で行っている中、安全で安定的な中間処理体制を第一に考え、23区と清掃一組は連携・協調して、多様な23区民要望に応じて行く必要があると考える。また、清掃一組は事業運営の透明性に努めながら、区民に身近な清掃一組を目指すべきである。

質問	区 回答者		
	杉並区 区長、山田宏		
廃プラスチックの焼却処理への転換について	- 1	区長は廃プラスチックを2008年度から可燃ごみに移行することに賛成ですか。	(賛成) プラスチックリサイクルの一層の推進とモデル実施を通じた安全性の実証確認を行い、廃プラスチックのサーマルリサイクルを実施してまいります。
	- 2	区長は、容器包装プラスチックは、安易に焼却せず、できる限りのリサイクルをすべきであると思われませんか。 現在完全実施されていない容器包装その他プラスチックの分別収集にも取り組む予定がありますか。	(リサイクルすべきと思う) (分別収集に取り組む) ペットボトルとトレイを含め、プラスチック製容器包装の資源回収を、廃プラスチックのサーマルリサイクルの実施に合わせて、H20年度から区内全域で実施してまいります。
	- 3	リサイクルのための中間処理施設確保のための支援と循環型社会形成推進交付金等の活用について、国への働きかけを、区長は、積極的に行うお考えがありますか。	(働きかけるつもりはない) リサイクルは、各区がその実情にあわせ独自に取り組んでおり、現状では困難と考えています。
	- 4	容器包装リサイクル法の対象外となっているプラスチック類(ポリバケツ、おもちゃなどのプラスチック製品類)のリサイクルについてどのようにお考えですか。	法の対象外プラスチックのリサイクルは、コストやリサイクル事業者の問題などもあり、法律改正により対応すべき課題と考えています。
	- 5	容器包装リサイクル法の見直しにあたっては、多くの自治体から意見書が出されました。今回、改正された容器包装リサイクル法について、どのような評価をされておられますか。	容器包装利用事業者に対し排出抑制を促進する措置の導入、再商品化の義務を果たさない事業者への罰則の強化や質の高い分別収集に対して事業者が自治体に資金を拠出する仕組みの創設など、一定の改善が図られたと評価しております。一方、拡大生産者責任が盛り込まれなかった点は残念です。
新会社設立について	- 1	退職職員を新会社において再雇用し、随意契約により清掃一部事務組合の事業を委託することを前提とした新会社設立には、疑念があります。区長は、新会社の設立について、どうお考えですか。 また、ごみ減量と売電事業を行う会社の存続・発展は両立すると思われませんか。	(新会社の設立は問題あり慎重に) (両立すると思う) 会社はごみを燃やしている範囲での売電となるので可能だとは考える。
	- 2	各区の自治権や清掃一部事務組合のあり方などについて、区長のお考えをお聞かせください。	東京23区清掃一部事務組合は、23区のごみの中間処理を共同で処理するために設置しています。各区はそれぞれの自治権に基づき、一部事務組合の経営委員会、評議会、議会を通じて一部事務組合の適性かつ円滑な運営を図っていくべきものと考えています。今後、各区の自治権の拡充の中で、一部事務組合のあり方も検討していく必要があります。

質問	区 回答者		
	豊島区 区長、高野之夫		
廃プラスチックの焼却処理への転換について	- 1	区長は廃プラスチックを2008年度から可燃ごみに移行することに賛成ですか。	(賛成) 現在の8品目12分別の資源回収を維持するとともに、サーマルリサイクルによる環境負荷の実証確認を行い、十分に検証したうえで移行する。
	- 2	区長は、容器包装プラスチックは、安易に焼却せず、できる限りのリサイクルをすべきであると思われませんか。 現在完全実施されていない容器包装その他プラスチックの分別収集にも取り組む予定がありますか。	(リサイクルすべきと思う) (分別収集に取り組む) 既に白色トレイ、ペットボトル、ボトルタイプのプラスチックを集積所で回収している。今後については、現在回収しているプラスチック以外の品目とのバランス等も考慮し、検討する。
	- 3	リサイクルのための中間処理施設確保のための支援と循環型社会形成推進交付金等の活用について、国への働きかけを、区長は、積極的に行うお考えがありますか。	(積極的に働きかける) 23区広域対応により取り組む中間処理施設確保については、大きな検討課題であるが、プラスチックの処理にかかわる必要な支援について、国や都に対し、働きかけを行っていく。
	- 4	容器包装リサイクル法の対象外となっているプラスチック類(ポリバケツ、おもちゃなどのプラスチック製品類)のリサイクルについてどのようにお考えですか。	法対象外のプラスチック類のリサイクルについては、現状ではサーマルリサイクル以外の対応は難しく、今後の検討課題である。
	- 5	容器包装リサイクル法の見直しにあたっては、多くの自治体から意見書が出されました。今回、改正された容器包装リサイクル法について、どのような評価をされておられますか。	事業者の役割や費用分担の見直しについて十分とはいえない部分もあるが、消費者、市町村、事業者が協働して取り組む容器包装減量のための仕組みづくり等については評価できる。
新会社設立について	- 1	退職職員を新会社において再雇用し、随意契約により清掃一部事務組合の事業を委託することを前提とした新会社設立には、疑念があります。区長は、新会社の設立について、どうお考えですか。 また、ごみ減量と売電事業を行う会社の存続・発展は両立すると思われませんか。	(新会社の設立に賛成) (両立すると思う) 新会社は一組事業、ひいては23区廃棄物行政全体の効率化の一助となるものであり、減量施策とは対立するものではない。
	- 2	各区の自治権や清掃一部事務組合のあり方などについて、区長のお考えをお聞かせください。	各区が清掃事業の実施主体としての責任を十分ふまえるとともに、今後の清掃一組のあり方や効率的な事業運営について、共同事業者として主体的に協力すべきである。

質問	区 回答者	北区	
		リサイクル清掃課長、原田邦雄	
廃プラスチックの焼却処理への転換について	- 1 区長は廃プラスチックを2008年度から可燃ごみに移行することに賛成ですか。	(賛成) 埋立処分場の有効利用を図るための有効な手段と考える。なお、サーマルリサイクルの実施にあたっては環境負荷の実証確認を行い、十分検証したうえで移行する。	
	- 2 区長は、容器包装プラスチックは、安易に焼却せず、できる限りのリサイクルをすべきであると思われませんか。 現在完全実施されていない容器包装その他プラスチックの分別収集にも取り組む予定がありますか。	(リサイクルすべきと思う) (選択なし) その他プラスチック製容器のリサイクルは様々な課題・問題を抱えていると認識している。今後、再資源化の社会動向を見極めながら検討していく。	
	- 3 リサイクルのための中間処理施設確保のための支援と循環型社会形成推進交付金等の活用について、国への働きかけを、区長は、積極的に行うお考えがありますか。	(積極的に働きかける) 23区内では中間処理施設の確保が最大の課題と考える。国や都に対し必要な支援を行うよう働きかけていきたい。	
	- 4 容器包装リサイクル法の対象外となっているプラスチック類(ポリバケツ、おもちゃなどのプラスチック製品類)のリサイクルについてどのようにお考えですか。	根本的には容器包装リサイクル法に問題があると考え。資源化の難しいプラスチックについてはサーマルリサイクルせざるを得ない。	
	- 5 容器包装リサイクル法の見直しにあたっては、多くの自治体から意見書が出されました。今回、改正された容器包装リサイクル法について、どのような評価をされておられますか。	過大な費用負担に悩む自治体の意見はほとんど反映されず、不満足な内容である。	
新会社設立について	- 1 退職職員を新会社において再雇用し、随意契約により清掃一部事務組合の事業を委託することを前提とした新会社設立には、疑念があります。区長は、新会社の設立について、どうお考えですか。 また、ごみ減量と売電事業を行う会社の存続・発展は両立すると思われませんか。	(賛成。問題あり慎重に) (両立すると思う) 新会社は清掃一組の効率化を目的としたもので、減量施策と直接対立するものではない。	
	- 2 各区の自治権や清掃一部事務組合のあり方などについて、区長のお考えをお聞かせください。	区や区民に対するきめ細かな情報提供と透明性の向上。事業運営に区の意見がより反映されるシステムの構築。	

質問	区 回答者	荒川区
		環境清掃部長、緒方清
廃プラスチックの焼却処理への転換について	- 1 区長は廃プラスチックを2008年度から可燃ごみに移行することに賛成ですか。	(選択なし) 埋立て処分場の延命を図るうえから、埋立て処分場の6割を占める廃プラスチックの埋立ては避けなければならないものと考えます。
	- 2 区長は、容器包装プラスチックは、安易に焼却せず、できる限りのリサイクルをすべきであると思われませんか。 現在完全実施されていない容器包装その他プラスチックの分別収集にも取り組む予定がありますか。	(選択なし) (選択なし) その他プラスチック製容器は、分別・選別にかかるコストや、資源化の困難さ等の問題があるため、慎重に対応していく。
	- 3 リサイクルのための中間処理施設確保のための支援と循環型社会形成推進交付金等の活用について、国への働きかけを、区長は、積極的に行うお考えがありますか。	(選択なし) 現段階では、各区の責任において中間処理施設の確保に取り組むべきと考えますが、必要な支援については働きかけるべきである。
	- 4 容器包装リサイクル法の対象外となっているプラスチック類(ポリバケツ、おもちゃなどのプラスチック製品類)のリサイクルについてどのようにお考えですか。	プラスチックの材質の問題から資源化が困難なものについては、サーマルリサイクルが合理的である。
	- 5 容器包装リサイクル法の見直しにあたっては、多くの自治体から意見書が出されました。今回、改正された容器包装リサイクル法について、どのような評価をされておられますか。	「事業者責任の拡大」が十分でなく、自治体の負担の軽減が行われなかったものと考えます。
新会社設立について	- 1 退職職員を新会社において再雇用し、随意契約により清掃一部事務組合の事業を委託することを前提とした新会社設立には、疑念があります。区長は、新会社の設立について、どうお考えですか。 また、ごみ減量と売電事業を行う会社の存続・発展は両立すると思われませんか。	(選択なし) (選択なし) 一組の経営の効率化と委託先の寡占化の抑制に資するものであり、エネルギーの安定的供給が確保されることは、極めて有意義である。ごみ減量と会社の発展は対立するものではない。
	- 2 各区の自治権や清掃一部事務組合のあり方などについて、区長のお考えをお聞かせください。	清掃一組は、23区のごみの中間処理をするうえで、必要不可欠な組織であると認識している。

質問	区 回答者		
	練馬区 環境まちづくり事業本部環境清掃部清掃リサイクル課長、大羽康弘		
廃プラスチックの焼却処理への転換について	- 1	区長は廃プラスチックを2008年度から可燃ごみに移行することに賛成ですか。	(選択なし) 最終処分場の状況を考えると、このままプラスチックの埋め立てを続けるわけにはいかない。焼却による熱回収を行うことはやむを得ない選択であると考えている。
	- 2	区長は、容器包装プラスチックは、安易に焼却せず、できる限りのリサイクルをすべきであると思われませんか。 現在完全実施されていない容器包装その他プラスチックの分別収集にも取り組む予定がありますか。	(選択なし) (選択なし) プラスチックは貴重な資源であり、サーマルリサイクルを含め、可能な限りリサイクルすることが重要である。練馬区ではペットボトルについては他区に先駆けて分別収集を実施してきた。さらに容器包装プラスチックのリサイクルについては、中間処理施設の確保や財政負担など様々な角度から検討を行う必要があると考えている。
	- 3	リサイクルのための中間処理施設確保のための支援と循環型社会形成推進交付金等の活用について、国への働きかけを、区長は、積極的に行うお考えがありますか。	(選択なし) リサイクル事業は各区がその責任において実施する事業の一つであり、練馬区としては、循環型社会形成推進交付金の活用については、リサイクル事業を進めていく中で、検討すべき項目の一つであると認識している。
	- 4	容器包装リサイクル法の対象外となっているプラスチック類(ポリバケツ、おもちゃなどのプラスチック製品類)のリサイクルについてどのようにお考えですか。	現時点では、これらの廃プラスチックはごみとして適正処理すべきものであり、サーマルリサイクルの対象とすべきであると考えている。
	- 5	容器包装リサイクル法の見直しにあたっては、多くの自治体から意見書が出されました。今回、改正された容器包装リサイクル法について、どのような評価をされておられますか。	事業者側から収集部分について一定の資金が提供される仕組みや事業者自らが容器包装の削減に取り組む仕組みが導入されるなど、法改正によって、一定の前進はあったと考える。引き続き、自治体負担の軽減などについて、他の自治体とともに要望を行っていく。
新会社設立について	- 1	退職職員を新会社において再雇用し、随意契約により清掃一部事務組合の事業を委託することを前提とした新会社設立には、疑念があります。区長は、新会社の設立について、どうお考えですか。 また、ごみ減量と売電事業を行う会社の持続・発展は両立すると思われませんか。	(選択なし) (選択なし) 清掃一組が担う清掃工場の運営については、現在、技術力の確保という大きな課題を抱えている。新会社は、この課題を解決する手法の一つとして、清掃工場の運営をアウトソーシングしていくための受け皿となるものである。新会社は売電事業も行うと聞いているが、それは従たる部分であり、主たる目的は清掃工場の安定操業のための技術力の確保にあると理解している。売電事業は現実に排出されるごみの焼却から生じるエネルギーをより有効に利用するために考案された事業であり、それ自体がごみ減量と矛盾するとは考えていない。
	- 2	各区の自治権や清掃一部事務組合のあり方などについて、区長のお考えをお聞かせください。	清掃事業は、各区の自治権に基づいて、その責任のもとに行う事業である。しかし、清掃工場が偏在している現状においては、23区全体として、23区区民に対する廃棄物処理に関わる責任を果たしていく必要がある。こうした認識に立って、工場のない区のごみも含めて、ごみの中間処理を23区全体で行うために、清掃一組を設立し運営しているところである。したがって清掃一組の運営には、お互いの自治権を尊重しつつも、23区の協調と連携が必要であると理解している。また、清掃一組も、特別地方公共団体として、効率的な運営を行うとともに、その透明性を向上させていく必要がある。今後とも、清掃一組に対して努力を求めて行く。

質問	区 回答者		
	葛飾区 環境部長、鈴木昭仁		
廃プラスチックの焼却処理への転換について	- 1	区長は廃プラスチックを2008年度から可燃ごみに移行することに賛成ですか。	(賛成) 埋立処分場延命化等の観点から必要と考える。
	- 2	区長は、容器包装プラスチックは、安易に焼却せず、できる限りのリサイクルをすべきであると思われませんか。 現在完全実施されていない容器包装その他プラスチックの分別収集にも取り組む予定がありますか。	(リサイクルすべきと思う) (選択なし) 検討中。
	- 3	リサイクルのための中間処理施設確保のための支援と循環型社会形成推進交付金等の活用について、国への働きかけを、区長は、積極的にを行うお考えがありますか。	(働きかけるつもりはない)
	- 4	容器包装リサイクル法の対象外となっているプラスチック類(ポリバケツ、おもちゃなどのプラスチック製品類)のリサイクルについてどのようにお考えですか。	現状では、サーマルリサイクルによる熱回収が適当である。
	- 5	容器包装リサイクル法の見直しにあたっては、多くの自治体から意見書が出されました。今回、改正された容器包装リサイクル法について、どのような評価をされておられますか。	分別・収集にかかる自治体の負担軽減制度について一定の理解はする。
新会社設立について	- 1	退職職員を新会社において再雇用し、随意契約により清掃一部事務組合の事業を委託することを前提とした新会社設立には、疑念があります。区長は、新会社の設立について、どうお考えですか。 また、ごみ減量と売電事業を行う会社の存続・発展は両立すると思われませんか。	(選択なし) (選択なし) 委託の手法は様々にあると考える。
	- 2	各区の自治権や清掃一部事務組合のあり方などについて、区長のお考えをお聞かせください。	本組合は、東京23区のごみの中間処理を共同で処理するために設置した一部事務組合であり、清掃事業は各区で主体的に実施するものである。

質問	区 回答者	江戸川区
		区長、多田正見
廃プラスチックの焼却処理への転換について	- 1 区長は廃プラスチックを2008年度から可燃ごみに移行することに賛成ですか。	(賛成) 最終処分場の延命化は重大な課題であり、清掃工場の処理性能が高まった今、資源化できるプラスチックを除いてサーマルリサイクルすることは、時代の要請である。
	- 2 区長は、容器包装プラスチックは、安易に焼却せず、できる限りのリサイクルをすべきであると思われませんか。現在完全実施されていない容器包装その他プラスチックの分別収集にも取り組む予定がありますか。	(リサイクルすべきと思う) (分別収集に取り組む) マテリアル・ケミカルリサイクルに適したプラスチックをリサイクルすることは当然である。
	- 3 リサイクルのための中間処理施設確保のための支援と循環型社会形成推進交付金等の活用について、国への働きかけを、区長は、積極的に行うお考えがありますか。	(選択なし) 23区・一組として必要性があれば働きかけは行う。
	- 4 容器包装リサイクル法の対象外となっているプラスチック類(ポリバケツ、おもちゃなどのプラスチック製品類)のリサイクルについてどのようにお考えですか。	サーマルリサイクルが適切であると考える
	- 5 容器包装リサイクル法の見直しにあたっては、多くの自治体から意見書が出されました。今回、改正された容器包装リサイクル法について、どのような評価をされておられますか。	業界側の経費負担分が後退したことはきわめて残念である。
新会社設立について	- 1 退職職員を新会社において再雇用し、随意契約により清掃一部事務組合の事業を委託することを前提とした新会社設立には、疑念があります。区長は、新会社の設立について、どうお考えですか。また、ごみ減量と売電事業を行う会社の存続・発展は両立すると思われませんか。	(新会社の設立に賛成) (両立すると思う) 一組アウトソーシングにおける競争原理の導入、職員の技術力の活用、売電事業の安定化の面から設立させるべきである。
	- 2 各区の自治権や清掃一部事務組合のあり方などについて、区長のお考えをお聞かせください。	各区の自治権は当然のこととして、清掃においては合理性が大切であり、23区全体で取り組むことは必要である。

質問	区 回答者		
	大田区 区長、西野善雄		
廃プラスチックの焼却処理への転換について	- 1	区長は廃プラスチックを2008年度から可燃ごみに移行することに賛成ですか。	(賛成) 現在不燃ごみとして最終処分場に直接埋立てられている廃プラスチック類の量は、一般廃棄物として埋立てられている容量の約6割である。廃プラスチックサーマルリサイクルにより、最終処分場の残余年数は10年程度延命する。サーマルリサイクルによる発電量は、一組推計で約1億9900万kWhとなり、標準世帯で約5万7千世帯の年間使用量を賅うことができる。汚れが付着したり、複合素材で作られているなどの
	- 2	区長は、容器包装プラスチックは、安易に焼却せず、できる限りのリサイクルをすべきであると思われませんか。現在完全実施されていない容器包装その他プラスチックの分別収集にも取り組む予定がありますか。	(リサイクルすべきと思う) (取り組むつもりはない) 必要と思うが、当面取り組むつもりはない。 今般の容器包装リサイクル法改正にあたって、他の自治体と連携して「事業者責任に基づく自己回収システムの促進、リサイクル設備の整備・運営に対する支援等」を要望したが、改正案にはほとんど盛り込まれない結果となってしまった。循環型社会形成推進基本法では、技術的・経済的に可能な範囲で、再使用、再生利用、熱回収の順位により、環境負荷低減を最大限とすることを原則としている。区では現在、リサイクル技術や経済性を考慮して、再生利用しやすいペットボトルや食品トレイを分別回収している。将来的な技術の進展や経済性等を見極めながら、区民の負担が少ない形で、ご理解がいただける取り組みを進めていきたい。
	- 3	リサイクルのための中間処理施設確保のための支援と循環型社会形成推進交付金等の活用について、国への働きかけを、区長は、積極的に行うお考えがありますか。	(選択なし) 基本的には各区の判断により、リサイクルの方策が決定されるものと考えている。既に、他の自治体と連携してリサイクル設備の整備・運営に関する支援等を国に要望している。今般の容器包装リサイクル法の改正にあたって、こうした自治体からの要望がほとんど盛り込まれない結果となって残念である。
	- 4	容器包装リサイクル法の対象外となっているプラスチック類(ポリバケツ、おもちゃなどのプラスチック製品類)のリサイクルについてどのようにお考えですか。	プラスチック類に限らず、廃棄物の発生抑制、再利用、再生利用は拡大生産者責任の原則に従って処理されるべきものと考えている。したがって、容器包装以外のプラスチック製品類のリサイクルについては、製造者等の自己回収、事故処理システムの構築が急務ではないかと考えている。
	- 5	容器包装リサイクル法の見直しにあたっては、多くの自治体から意見書が出されました。今回、改正された容器包装リサイクル法について、どのような評価をされておられますか。	今般の容器包装リサイクル法の改正にあたって、他の自治体と連携して「事業者責任に基づく自己回収システムの促進、リサイクル設備の整備・運営に対する支援等」を要望したが、改正案にはほとんど盛り込まれない結果となってしまった。反面、自治体の負担について、というような一定の理解を盛り込んだ点については評価できる。5年後にも見直しの義務が盛り込まれており、今後、自治体の負担軽減と事業者責任の徹底について、意見反映して行きたいと考えている。
新会社設立について	- 1	退職職員を新会社において再雇用し、随意契約により清掃一部事務組合の事業を委託することを前提とした新会社設立には、疑念があります。区長は、新会社の設立について、どうお考えですか。また、ごみ減量と売電事業を行う会社の持続・発展は両立すると思われませんか。	(新会社の設立に賛成) (両立すると思う) 今回の新会社設立の立案と背景は、一組の抜本的な改革のあり方として、清掃工場のアウトソーシングの計画的な推進と電力販売企画等の取り組みについて検討を重ねた結果として提案してきたものです。一組においても今後は技術力を持った職員が不足していくことから、一組退職者は一組内でも再任用、再雇用として採用していく必要があり、一組から新会社に行く職員はかなり限定されます。新会社が採用する職員は、一組以外の公益法人である東京ガスや東京電力、プラントメーカー等民間企業のプラント運転技術者を活用することとしております。新会社設立の目的の一つとして公正な競争市場を創設することを挙げています。清掃工場の運営にあたっては安全で、安定した技術力を保有していることが必要とされることから、委託する場合はプラントメーカーとならざるを得ない状況があり、適正な競争市場形成ができていない現状があります。このため、新会社を設立して委託を行うことは、新たな運営企業体を育成することで、将来の企業参入を促して適正な競争市場を形成していくことと理解しております。
	- 2	各区の自治権や清掃一部事務組合のあり方などについて、区長のお考えをお聞かせください。	清掃事業は基本的に自治体の固有の事務であり、収集・運搬から処理・処分まで各区の責任において事業運営されるべきものと考えています。しかしながら、広域で処理したほうが効率的なものも存在することから、多角的に整理、分析する必要があり、中間処理に関しては当分の間は23特別区総体として運営することとし、最終処分場は東京都が運営することとしました。東京23区清掃一部事務組合については、こうした経緯を踏まえて当分の間中間処理を運営するために継続することとしましたが、運営にあたっては更なる効率化等を図る必要があるため、経営改革プラン等を策定して計画的に経営改善に努めることとしております。今後は、区民のご理解がいただけるよう、経営の透明性の確保や効率化の推進を進めていきたいと考えています。

質問	区 回答者		文京区
			清掃課長、松井良泰
廃プラスチックの焼却処理への転換について	- 1	区長は廃プラスチックを2008年度から可燃ごみに移行することに賛成ですか。	(賛成) 現在、23区で検討しているサーマルリサイクルは、廃プラスチックについて、発生抑制、マテリアルまたはケミカルリサイクルを進めつつ、ごみとして排出されるものについては「可燃ごみ」として収集し、焼却処理することにより熱エネルギーを回収するものである。実証確認を実施し、施設や環境への影響等を検証する安全性の確認を前提としており、最終処分場の延命をはじめとする環境負荷への影響や処理経費
	- 2	区長は、容器包装プラスチックは、安易に焼却せず、できる限りのリサイクルをすべきであると思われませんか。現在完全実施されていない容器包装その他プラスチックの分別収集にも取り組む予定がありますか。	(リサイクルすべきと思う) (選択なし)今後の検討課題 容器包装その他プラスチックの分別収集には、多額の費用を要することから、区的一般廃棄物処理基本計画「モノ・プラン文京」に沿い、その他プラスチックの分別収集費用を削減する方策を検討していく。
	- 3	リサイクルのための中間処理施設確保のための支援と循環型社会形成推進交付金等の活用について、国への働きかけを、区長は、積極的に行うお考えがありますか。	(働きかけるつもりはない) 各区がそれぞれの総意工夫により実施するものであるが、各区がその取り組みの中で、23区共同の中間処理施設確保の必要性が高まった時点で判断したい。
	- 4	容器包装リサイクル法の対象外となっているプラスチック類(ポリバケツ、おもちゃなどのプラスチック製品類)のリサイクルについてどのようにお考えですか。	原則として、循環型社会形成推進基本法に基づき、発生抑制、再使用、再生利用、熱回収、適正処分の優先順位で処理するものと考えている。現時点では、容器包装リサイクル法の対象外のプラスチック類のリサイクルについては法整備が整っておらず、サーマルリサイクル実施にあたっては、熱回収することが妥当であると考えている。
	- 5	容器包装リサイクル法の見直しにあたっては、多くの自治体から意見書が出されました。今回、改正された容器包装リサイクル法について、どのような評価をされておられますか。	今回の改正では、区市町村が主張してきた「事業者責任の強化」、「区市町村と事業者の費用負担の見直し」にかかる内容が盛り込まれておらず、十分に区市町村の意見を反映していない内容となっていると考えている。
新会社設立について	- 1	退職職員を新会社において再雇用し、随意契約により清掃一部事務組合の事業を委託することを前提とした新会社設立には、疑問があります。区長は、新会社の設立について、どうお考えですか。また、ごみ減量と売電事業を行う会社の存続・発展は両立すると思われませんか。	(新会社の設立に賛成) (両立すると思う) 新会社設立の目的は、清掃工場のより効率的な運営を行うため、アウトソーシングの一層の推進とより収益性の高い電力販売の実現をめざすものであり、新会社の運営については、ごみ減量の如何に係わらず、会社の存続・発展を目指していくものと考えている。
	- 2	各区の自治権や清掃一部事務組合のあり方などについて、区長のお考えをお聞かせください。	新会社の運営については、清掃一部事務組合の運営にかかる重要事項を審議する経営委員会、評議会および議会を通じ、各区の意向を反映することができ、新会社への関与について、構成の確保と透明性の向上が図れるものと考えている。

質問	区 回答者		
	板橋区 区長、石塚輝雄		
廃プラスチックの焼却処理への転換について	- 1	区長は廃プラスチックを2008年度から可燃ごみに移行することに賛成ですか。	(賛成) 埋立処分場の延命化、有効利用を図るための施策の一つと考える。なお、サーマルリサイクルの実施にあたっては、環境負荷の実証確認を行い、十分検証した上で移行する。
	- 2	区長は、容器包装プラスチックは、安易に焼却せず、できる限りのリサイクルをすべきであると思われますか。 現在完全実施されていない容器包装その他プラスチックの分別収集にも取り組む予定がありますか。	(リサイクルすべきと思う) (分別収集に取り組む) ペットボトルについては18年度から区内3分の1の地区で集積所回収を実施し、20年度は全集積所で実施していく。白色トレイについては、区施設等での拠点回収の拡大を検討している。その他プラスチックについては、中間処理施設の確保等さまざまな課題を抱えており、今後、再資源化の動向を見極めつつ、検討を行う必要があると認識している。
	- 3	リサイクルのための中間処理施設確保のための支援と循環型社会形成推進交付金等の活用について、国への働きかけを、区長は、積極的に行うお考えがありますか。	(積極的に働きかける) 2で述べたとおり、23区内では中間処理施設の確保は最大の課題である。プラスチック処理にかかわる必要な支援について、国や都に対して働きかけを行っていきたい。
	- 4	容器包装リサイクル法の対象外となっているプラスチック類(ポリバケツ、おもちゃなどのプラスチック製品類)のリサイクルについてどのようにお考えですか。	資源化が困難なプラスチック製品類は、現状ではサーマルリサイクルを選択せざるを得ないとする。
	- 5	容器包装リサイクル法の見直しにあたっては、多くの自治体から意見書が出されました。今回、改正された容器包装リサイクル法について、どのような評価をされておられますか。	事業者自ら容器包装の削減に取り組む仕組み等が導入されるなど、一定の前提はあったが、費用負担の軽減等、自治体の意見は反映されていない。
新会社設立について	- 1	退職職員を新会社において再雇用し、随意契約により清掃一部事務組合の事業を委託することを前提とした新会社設立には、疑念があります。区長は、新会社の設立について、どうお考えですか。 また、ごみ減量と売電事業を行う会社の存続・発展は両立すると思われますか。	(新会社の設立に賛成) (両立すると思う) 新会社は清掃工場のアウトソーシングを推進し、清掃一組の効率化を目的としたものであり、ごみ減量施策と対立するものではない。
	- 2	各区の自治権や清掃一部事務組合のあり方などについて、区長のお考えをお聞かせください。	各区は清掃事業の実施主体としての責任を十分踏まえるとともに、清掃一組については、効率的な事業運営を進めるとともに、透明性の一層の向上や区の意見がより反映されるシステムの構築を求めていきたい。

質問	区 回答者		足立区	
			区長、鈴木恒年	
廃プラスチックの焼却処理への転換について	- 1	区長は廃プラスチックを2008年度から可燃ごみに移行することに賛成ですか。	(賛成) 廃プラスチックの埋立処分に伴う環境負荷、最終処分場の状況を考慮すると、発生抑制、再使用、再利用の充実を図りながら、焼却による熱回収、焼却灰のスラグ化利用を行うことは必要と考えている。	
	- 2	区長は、容器包装プラスチックは、安易に焼却せず、できる限りのリサイクルをすべきであると思われませんか。現在完全実施されていない容器包装その他プラスチックの分別収集にも取り組む予定がありますか。	(どちらともいえない) (取り組むつもりはない) 現時点で廃プラスチックの分別収集を行うには、中間処理施設の受け入れ能力やストックヤードの確保、区民の負担とともに莫大な経費がかかることから困難である。改正容器包装リサイクル法の動向を見ながら、将来に向けた検討を行う。	
	- 3	リサイクルのための中間処理施設確保のための支援と循環型社会形成推進交付金等の活用について、国への働きかけを、区長は、積極的に行うお考えがありますか。	(積極的に働きかける) リサイクルのための中間処理施設については、そのあり方も含めて今後検討する必要がある。	
	- 4	容器包装リサイクル法の対象外となっているプラスチック類(ポリバケツ、おもちゃなどのプラスチック製品類)のリサイクルについてどのようにお考えですか。	容器包装材でないプラスチックについては、現時点ではリサイクルに適さないと考えている。	
	- 5	容器包装リサイクル法の見直しにあたっては、多くの自治体から意見書が出されました。今回、改正された容器包装リサイクル法について、どのような評価をされておられますか。	事業者が市町村に資金を拠出する制度や義務を果たさない事業者に対する罰則の強化など一歩前進したものの、レジ袋有料化の見送りなどの課題も残った。	
新会社設立について	- 1	退職職員を新会社において再雇用し、随意契約により清掃一部事務組合の事業を委託することを前提とした新会社設立には、疑念があります。区長は、新会社の設立について、どうお考えですか。また、ごみ減量と売電事業を行う会社の存続・発展は両立すると思われませんか。	(新会社の設立に賛成) (両立すると思う) ごみ減量には引き続き取り組まなければならないが、各清掃工場が発電した電力を有利に販売し、コスト削減による区の分担金を減らす努力も必要である。	
	- 2	各区の自治権や清掃一部事務組合のあり方などについて、区長のお考えをお聞かせください。	各区は地域特性と区民ニーズに応じた独自政策を行うことが基本である。ただし、明らかに広域的に協同処理することが有利な事務については、協議会や一部事務組合による事務事業の実施も必要である。	

質問	区 回答者		新宿区
			区長、中山弘子
廃プラスチックの焼却処理への転換について	- 1	区長は廃プラスチックを2008年度から可燃ごみに移行することに賛成ですか。	(賛成) 容リ法に乗せる形で資源収集を可能な限り行っただうでの焼却は妥当と考える。清掃工場の性能は高くなっており、処分場の延命のためには、早い政策転換が必要と思う。清掃局時代に海面処分場の埋立許可に関わったが、浚渫土砂や下水汚泥など、一般廃棄物以外にも埋め立てなければならないものもある。それぞれ処分量を減らすことが必要だと思う。焼却処理とすることで、中防に向かう清掃車を削減するメ
	- 2	区長は、容器包装プラスチックは、安易に焼却せず、できる限りのリサイクルをすべきであると思われるか。現在完全実施されていない容器包装その他プラスチックの分別収集にも取り組む予定がありますか。	(リサイクルすべき) (取り組む) 現在、ペットボトルと白色トレイを回収しているが、さらに容器包装プラスチックの資源回収を実施する予定である。
	- 3	リサイクルのための中間処理施設確保のための支援と循環型社会形成推進交付金等の活用について、国への働きかけを、区長は、積極的に行うお考えがありますか。	(どちらともいえない) 現地点では、資源の圧縮梱包保管施設の確保は、原則として各区の責任で行うこととしているが、都心区において自区内での施設確保が困難な状況がある。将来的に広域対応の方向が見えれば、国の支援も活用したい。
	- 4	容器包装リサイクル法の対象外となっているプラスチック類(ポリバケツ、おもちゃなどのプラスチック製品類)のリサイクルについてどのようにお考えですか。	容リ法対象外のプラスチックの資源化については、事業者側の負担が反映されないこともあり、コスト等の問題から、現状では焼却による熱回収が適当と思う。
	- 5	容器包装リサイクル法の見直しにあたっては、多くの自治体から意見書が出されました。今回、改正された容器包装リサイクル法について、どのような評価をされておられますか。	容リ法は不十分であるが、少しずつ進んでいる。発生抑制が重要である。発生抑制に取り組まず、大量に発生するごみを資源として処理することを自治体にやれと言われてもできない。
新会社設立について	- 1	退職職員を新会社において再雇用し、随意契約により清掃一部事務組合の事業を委託することを前提とした新会社設立には、疑念があります。区長は、新会社の設立について、どうお考えですか。また、ごみ減量と売電事業を行う会社の存続・発展は両立すると思われませんか。	(新会社の設立に賛成) (両立すると思う) 区民の税金から拠出した費用を効率的に使うには委託は妥当と考える。メーカー単独のブラックボックスより、多様な受け皿をつくることによってメーカーと切磋琢磨できる。その業務を十分把握していないと委託できないし、指導するためには現場を知っていることが大事である。現在の清掃工場のごみ発電は安定的でなく、小規模で安く買われている。清掃工場の機能は、ごみ焼却+排ガス・汚水の無害化処理+発電であり、清掃工場の運営を、一組が出資しよく把握でき、かつノウハウを持つ人材により構成される新会社に担わせることはよいと思う。
	- 2	各区の自治権や清掃一部事務組合のあり方などについて、区長のお考えをお聞かせください。	各区が自らの判断で区政を展開することが本来重要であるが、清掃事業の中間処理-清掃工場の整備・運営については多額の経費を要し、点検・修理のためのバックアップ施設が必要であるなど、各区が個々に行くことは効率的・効果的でなく、23区が一組により共同して運営することが望ましいと考えている。一組の運営に構成団体が関心を持って自分で判断できなければいけない。区長が一組の仕事をよくわかって参加することが大事であると思う。それぞれが説明責任を果たすことが大切と思う。原則として区長会の全員一致で決定がされている。

質問	区 回答者		
	墨田区 区長、山崎昇		
廃プラスチックの焼却処理への転換について	- 1	区長は廃プラスチックを2008年度から可燃ごみに移行することに賛成ですか。	(賛成) 喫緊の課題である最終処分場の延命化のためには、ごみの発生抑制が最も重要であるが、排出されたごみ処理の責任を負う区としては、実効性ある対策をとる責務があり、廃プラスチックのサーマルリサイクルは必要な施策であると考えている。ただし、実施に際しては、資源回収の徹底の啓発や、安全上の問題についての確認を十分に行う必要がある。
	- 2	区長は、容器包装プラスチックは、安易に焼却せず、できる限りのリサイクルをすべきであると思われませんか。現在完全実施されていない容器包装その他プラスチックの分別収集にも取り組む予定がありますか。	(選択なし) (選択なし) 容器包装プラスチックについては、基本的には、法の主旨に則り、マテリアルリサイクルまたはケミカルリサイクルを行うことが望ましいと考える。そこで、分別がしやすいペットボトルについては分別回収を拡大するが、その他プラスチックについては、今後、効果やコスト等も考慮し、検討したい。
	- 3	リサイクルのための中間処理施設確保のための支援と循環型社会形成推進交付金等の活用について、国への働きかけを、区長は、積極的に行うお考えがありますか。	(選択なし) リサイクルの促進には中間処理施設の整備が課題である。一方、現在23区では「清掃工場のある区とない区の負担の公平」への対応が課題となっている。そこで、例えば、工場のない区は、広域に活用できるリサイクル中間処理施設を整備または誘致することなどで、役割分担をする方法もある。しかし、このことは、まず、自治体間で調整すべき問題であると考えているが、必要があれば国への働きかけを行う。
	- 4	容器包装リサイクル法の対象外となっているプラスチック類(ポリバケツ、おもちゃなどのプラスチック製品類)のリサイクルについてどのようにお考えですか。	リサイクルは、基本的に、製造者と販売者の責任において行うべきと考える。
	- 5	容器包装リサイクル法の見直しにあたっては、多くの自治体から意見書が出されました。今回、改正された容器包装リサイクル法について、どのような評価をされておられますか。	自治体の分別収集費用に対する事業者からの資金の拠出制度が構築されるという点では一定の評価をするが、拡大生産者責任の明確化や発生抑制対策の点では、不十分であると考えている。
新会社設立について	- 1	退職職員を新会社において再雇用し、随意契約により清掃一部事務組合の事業を委託することを前提とした新会社設立には、疑念があります。区長は、新会社の設立について、どうお考えですか。また、ごみ減量と売電事業を行う会社の持続・発展は両立すると思われませんか。	(新会社の設立に賛成) (選択なし) ごみ減量と売電事業を行う新会社の設立は、関連する事項であるとは考えていない。今後、天然資源の枯渇や新たな原子力発電所の建設の困難性を考えると、発電事業における新エネルギーの活用の必要性が増加すると思われる。
	- 2	各区の自治権や清掃一部事務組合のあり方などについて、区長のお考えをお聞かせください。	一般廃棄物や資源の処理については、基本的には、各自治体の責任において、発生した地域内で適正に処理されるべきと考える。しかし、廃棄物処理の規模の拡大や技術の高度化、リサイクルの処理対象の拡大により、近隣自治体が一部事務組合を設置し共同処理を行ったり、民間の処理施設を誘致し広域的な処理を行うことも必要と考える。

質問	区 回答者		
	渋谷区 区長、桑原敏武		
廃プラスチックの焼却処理への転換について	- 1	区長は廃プラスチックを2008年度から可燃ごみに移行することに賛成ですか。	(選択なし) 廃プラスチックのサーマルリサイクルは、最終処分場の延命化を図るため、工場における焼却状況の安全を確認しながら、実施していく必要があると考えております。
	- 2	区長は、容器包装プラスチックは、安易に焼却せず、できる限りのリサイクルをすべきであると思われませんか。 現在完全実施されていない容器包装その他プラスチックの分別収集にも取り組む予定がありますか。	(選択なし) (選択なし) 分別排出の難しさによる協力度、中間処理施設の確保、費用対効果等、多くの課題があり、慎重な検討を要すると考えております。
	- 3	リサイクルのための中間処理施設確保のための支援と循環型社会形成推進交付金等の活用について、国への働きかけを、区長は、積極的に行うお考えがありますか。	(選択なし) 循環型社会形成推進交付金は、広域的な取り組みが条件であり、23区全体の議論を踏まえる必要があると考えております。
	- 4	容器包装リサイクル法の対象外となっているプラスチック類(ポリバケツ、おもちゃなどのプラスチック製品類)のリサイクルについてどのようにお考えですか。	2の回答と同じ。
	- 5	容器包装リサイクル法の見直しにあたっては、多くの自治体から意見書が出されました。今回、改正された容器包装リサイクル法について、どのような評価をされておられますか。	今回は、あるべきリサイクルへの一歩と「考えております。リサイクルは社会環境や暮らしの変化に対応する必要から、長期的な視野が重要であると考えています。
新会社設立について	- 1	退職職員を新会社において再雇用し、随意契約により清掃一部事務組合の事業を委託することを前提とした新会社設立には、疑念があります。区長は、新会社の設立について、どうお考えですか。 また、ごみ減量と売電事業を行う会社の存続・発展は両立すると思われませんか。	(選択なし) (選択なし) 新会社設立については、現在、検討中につき、回答を差し控えます。
	- 2	各区の自治権や清掃一部事務組合のあり方などについて、区長のお考えをお聞かせください。	

質問	区 回答者		港区 区長、武井雅昭	
	廃プラスチックの焼却処理への転換について	- 1	区長は廃プラスチックを2008年度から可燃ごみに移行することに賛成ですか。	(賛成) 平成17年10月14日、特別区長会は、最終処分場の延命及び確保を考慮し、廃プラスチックのサーマルリサイクルについて、平成20年度を本格実施の時期と決めました。港区としても、ごみ減量とリサイクルの一層の推進を前提に、最終処分場の延命のためには、サーマルリサイクルが必要と判断しました。
	- 2	区長は、容器包装プラスチックは、安易に焼却せず、できる限りのリサイクルをすべきであると思われますか。現在完全実施されていない容器包装その他プラスチックの分別収集にも取り組む予定がありますか。	(リサイクルすべきと思う) (分別収集に取り組む)ただし、下記の条件のもとに取り組みたい。 港区では、今年4月からの各総合支所・福祉会館等でのペットボトル・資源発泡トレイの拠点回収実施、7月からのペットボトルの全集積所での回収と、資源回収を強化しています。 現段階では、自治体に偏った多大な経費負担やリサイクルルートの確保などの問題があり、区民の広い理解を得られる状態にありません。今後は、条件が整ったものからリサイクル、分別回収に取り組むたいと考えます。	
	- 3	リサイクルのための中間処理施設確保のための支援と循環型社会形成推進交付金等の活用について、国への働きかけを、区長は、積極的に行うお考えがありますか。	(積極的に働きかける) リサイクルのための中間処理施設が広域的に確保されるべきとの考えには賛成です。しかし、現行の自治体負担だけに偏重する仕組みでなく、製造、流通、販売といった一貫した物流関連事業者の応分の負担のもと、技術力のある民間事業者による事業推進が重要と考えています。そのための、PFI事業に対する補助制度の支援、育成制度の推進などについて、今年度も23区が加盟する全国都市清掃会議として国に要望いたしました。 23区としての中間処理施設確保は上記意見を前提にすべきと考えます。また、今後23区内に確保するためには、関係機関との協議・調整等、様々な検討課題があると考えます。	
	- 4	容器包装リサイクル法の対象外となっているプラスチック類(ポリバケツ、おもちゃなどのプラスチック製品類)のリサイクルについてどのようにお考えですか。	現行では大きさによって粗大ごみ、不燃ごみとなっており、サーマルリサイクル実施時には、破碎された後、その他プラとして焼却されることとなります。 現在、東京都のスーパーエコタウン事業では、廃プラスチック類のガス化溶融等発電設備が稼動する予定となっています。マテリアルリサイクル事業の進展があるまでは、現状ではガス化溶融発電あるいは高炉原料などでの活用も可能性があると考えています。なお、汚れの付着などが少なく、法の趣旨に沿い、事業者負担の可能性があれば、対象物にすべきと考えます。	
	- 5	容器包装リサイクル法の見直しにあたっては、多くの自治体から意見書が出されました。今回、改正された容器包装リサイクル法について、どのような評価をされておられますか。	一定の改善が図られたことは評価しますが、依然として排出抑制の仕組みが不十分であり、リサイクル工程の中で最も財政負担と手間の大きい分別収集・選別保管は自治体が担っており、循環型社会づくりの枠組みの原則である拡大生産者責任の考え方が不徹底なものとなっています。 また、区民の利便や自治体の収集処理工程全体の効率性、費用負担を考慮した再商品化手法及び品質基準の検討が必要です。さらには、原材料の種類を制限して事業者のリサイクルの取組みを促進したり、消費者にわかりやすい材質表示をすることを盛り込むことも必要と考えます。	
新会社設立について	- 1	退職職員を新会社において再雇用し、随意契約により清掃一部事務組合の事業を委託することを前提とした新会社設立には、疑念があります。区長は、新会社の設立について、どうお考えですか。また、ごみ減量と売電事業を行う会社の持続・発展は両立すると思われませんか。	(新会社の設立に賛成) 基本的な方向には賛成ですが、清掃一組として、清掃工場運営の安定的な運営の確保や新会社の採算性等、各区への説明が不十分な点があります。また、清掃工場所在区には個別の事情もあり、住民説明もきちんとなされる必要があると考えています。 (両立すると思う) 新会社の設立は、今後の23区の中間処理のあり方として、効率的、効果的であること、工場のアウトソーシングを推進していくこと、が確認された区長会方針の流れに沿うものです。清掃一組として、23区の負担を軽減するために、効率的で、利益を上げる売電事業を目指すことは当然と考えます。売電事業は、すべての工場が発電する電気を売るものではなく、小売事業として採算のとれる現状にある工場のものを売ると聞いています。このことから、ごみ減量と新会社の設立は直接の関連性はないと考えています。	
	- 2	各区の自治権や清掃一部事務組合のあり方などについて、区長のお考えをお聞かせください。	23区及び区民の永年の努力が結実した都区制度改革により、23区は「基礎的な地方公共団体」と法律上明記され、区民に対しより一層の責任を負う自治体となりました。厳しい財政状況が続く中、多様化する区民要望に的確に対応していくためには、さらに自治権の拡充を進め、自主自立の区政展開をする必要があると考えています。 清掃一部事務組合は、23区のごみを円滑に中間処理していくために、23区が共同で設立した組織です。しかし、その効率的な運営等組織のあり方を抜本的に見直すことは常に必要であり、23区として十分な議論を重ねていかなければなりません。今後とも重要事項の決定にあたっては、各区の自主権の尊重のうえに、慎重に審議・決定がなされることが望まれます。	